

消教地第 185 号  
平成 29 年 4 月 24 日

各都道府県知事 殿

消費者庁長官 岡村 和美

地方公共団体における消費者安全確保地域協議会の設置促進について（依頼）

平素より消費者行政の推進に多大な御尽力を頂き、厚く御礼申し上げます。

地域の関係機関の連携により高齢者等の消費者被害を防止するための見守りネットワーク（消費者安全確保地域協議会。以下「地域協議会」という。）を設置することができること等を内容とした消費者安全法(平成 21 年法律第 50 号)の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、1 年が経過しました。

消費者庁では、地方消費者行政強化作戦（平成 27 年 3 月 24 日消費者庁長官決定）において、都道府県ごとに、地域協議会を人口 5 万人以上の全市町に設置することを政策目標として掲げ、地方消費者行政推進交付金等を通じ、「どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、安全・安心が確保される地域体制」の全国的な整備に向けて取り組んでいるところです。

各都道府県におかれても地域協議会の設置促進に向けて御尽力を頂いており、平成 29 年 1 月 1 日時点で、4 道県、人口 5 万人以上の 21 市及び人口 5 万人未満の 6 市町において地域協議会が設置されています。

今般、地域協議会未設置の地方公共団体における取組の推進及び地域協議会設置済みの地方公共団体における更なる取組の充実に資するよう、地域協議会を設置した地方公共団体のうち、15 の地方公共団体における取組を紹介する事例集を作成いたしました。

改正消費者安全法では、見守り等の取組を行う地域協議会の構成員間で必要な情報を提供できる旨を規定することで、必ずしも本人の同意がなくても構成員間で見守りの対象者に関する個人情報を提供できることとしています。もっ

とも、本事例集で取り上げさせていただいた地方公共団体の例にもあるように、構成員に対する個人情報の提供を伴う形での見守り活動を行わなければ、地域協議会に該当しないというわけではありません。地域協議会の構成員間で、各地の消費者被害の動向等を共有し対策を協議するための会議であっても、地域協議会の取組として位置付けることは可能です。地域協議会未設置の地方公共団体におかれても、消費生活相談対応のため、関係部署・機関と適宜連携をされているところかと思いますが、関係部署・機関同士の連携体制を法的裏付けのある制度として構築し、継続させていくことができるという点が地域協議会設置の意義になると考えています。

さらに、地域協議会を設置した地方公共団体においては、事例集で取り上げさせていただいた滋賀県野洲市の例のように、消費者安全法第 11 条の 2 の規定に基づき、消費者庁等に対して当該地方公共団体の住民に関する情報の提供を求めることが可能です。これらの情報及び地域協議会の構成員からの情報提供を活用し、効果的な見守り活動を展開される地方公共団体が増えていくことを期待しています。

各都道府県におかれては、地域協議会の設置に至る経緯や構成員、取組内容等について本事例集を参考にさせていただき、地方消費者行政強化作戦の達成に向け、より一層取組を進めていただくため、消費者行政担当部署と福祉関係、医療・保健関係、警察・司法関係及び学校・教育関係等の関係部署間の庁内連携及び庁外の関係機関との連携を推進していただくとともに、管内市町村に対し適切に御指導いただきますよう、よろしく願いいたします。